

EU安全保障政策の発展

——可変翼的統合による軍事的側面の取り込み、
超国家性排除、NATOとの機能分化——

小林 正英

EU on Security Policy: Dish Washing Chef?

KOBAYASHI, Masahide

Abstract

EU's acquisition of full foreign and security policy capability is in progress but still in transitional phase as process of including Commission has just started. After placing collective defense clause in its Constitutional treaty and adopting its first security strategy, full and organic cooperation with Commission would be *sine qua non* in its establishment as "civil-military body" to successfully differentiate as security actor other than NATO qualitatively rather than traditional quantitative demarcation between EU's CFSP (ESDP) and NATO; "where NATO as a whole is not engaged, (to) launch and conduct EU-led military operations".

要約

EUの安全保障政策形成は憲法条約における集団防衛条項の取り込みによって完成しつつあるが、NATOとの「棲み分け」という観点からは、EU安全保障戦略に見られるような新たな質的役割分担を目指していると思われる。

キーワード

欧州連合 (EU) / 北大西洋条約機構 (NATO) / 安全保障政策 / 危機管理
 欧州の安全保障・防衛における主体性 (ESDI) / 欧州安全保障・防衛政策 (ESDP)
 共通外交・安全保障政策 (CFSP) / ペーターズベルク任務 / 加重特定多数決 (QMV)
 建設的棄権 / 補完性の原理 / 強化協力 / 緊密化協力
 ヘルシンキ・ヘッドライン・ゴール (HHG) / 同 2010 (HHG2010)
 共同統合任務部隊 (CJTF) / NATO 対応部隊 (NRF) / EU 安全保障戦略 (ESS)
 アメリカ国家安全保障戦略 / ワシントン NATO 戦略概念 / 多国間主義
 「ならず者国家」 / 「破綻国家」 / テロ / 大量破壊兵器 (WMD)
 戦闘群 (Battle Group) 構想

序

欧州政治統合には、従来、特に冷戦終焉まで、二つの大きなタブーがあった。軍事を含む安全保障政策と、外交・安全保障政策の超国家化である。前者はNATOの結束に関わる問題であり、後者は欧州統合史における政府間主義と超国家主義の間の葛藤に関する問題である。冷戦終焉後、前者については東西冷戦の呪縛からは脱したが、EU拡大に伴う中立諸国のEU加盟により、新たな問題が台頭した。後者については、ドロール委員長期のEU設立を巡る政治闘争の中で、「樹木構造」と「神殿構造」の議論として表出し、委員会はあらためて外交・安全保障の分野から遠ざけられた。

しかし、EUは現在、徐々に独自の軍事能力を整備しつつあるとともに、危機管理における民生面を強調することにより、EU中の超国家的側面のCFSPへの「浸食」という挑戦を受けている。また、EUが軍事能力を整備すればするほど、NATOとの競争が問題となっている。本稿では、これらの問題について、時系列的な分析をもとに検討を行うこととしたい。

1. EU安全保障政策の展開

(1) 共通外交・安全保障政策(CFSP)導入まで

欧州統合の過程では、長い間、安全保障政策はタブーであった。第二次世界大戦後の欧州安全保障体制は、ダンケルク条約およびブリュッセル条約によって英仏を中心に欧州諸国によって構築が開始されたが、その後、欧州安全保障問題へのアメリカの参加を確保して北大西洋条約締結とNATO設立に漕ぎ着

けると、欧州側主体の努力は改正ブリュッセル条約によるWEUとして極小化され、事実上凍結されて「眠れる森の美女」と揶揄されるに至った。欧州統合過程との関連では、50年に欧州防衛共同体(EDC)、60年代にフーシェ・プランという安全保障問題もしくは安全保障問題を含む政治連合に関するプロジェクトがそれぞれ提案され、議論されたが最終的に実現には至らなかった。60年代のデタントとそれを背景にした多極化の動き、さらにはベトナム戦争によるアメリカの国力低下、ドル危機や石油危機といった通商政策と外交政策のリンケージ化などもあり、欧州統合参加各国は欧州政治協力(EPC)というECの枠外での外交協力枠組みを構築した。しかし、このときもNATOとの競争を回避するため、安全保障問題は議題から除外されている。80年代に入ると、新冷戦の影響下に安全保障に関しても欧州の主体的外交が模索され、当初、欧州統合過程の枠外で、WEUの再活性化を通じた努力が展開された。依然として、欧州統合過程の中に安全保障問題を組み込むことはタブーであったのである。しかしながら、冷戦の終焉という突然の国際環境の変化が欧州を襲うことになる。

冷戦の終焉により、安全保障政策への接近が開始された。この時期の欧州安全保障政策への接近の経路は大別して三つある。第一は、東西ドイツの統一である。統一によるドイツの突出を危惧した英仏などは、当初は統一そのものに反対であった。しかし、統一が阻止できないとわかると、対外政策を欧州統合のポートフォリオに組み込むことによって「欧州のドイツ化でなくドイツの欧州化」を実現することでドイツの突出を担保しようとしたものである。また、第二には、東西の対立構造が消滅したことにより、いわゆる西側陣営の結束の重要性が相対化したことも理由とし

てあげられるであろう。第三には、欧州統合の深化のモメンタムをあげることができるだろう。欧州統合過程は、84年のドロール委員長就任以来、92年市場統合計画、通貨統合（ユーロ導入）とモメンタムを回復しつつあり、その一環に従来からの懸案であった政治統合の実現があった。以上のような諸要因の複合によって、93年のEU設立に伴うCFSP導入が実現したのである。

しかし、当初CFSPが設置されたマーストリヒト条約¹では、軍事的な側面は依然として対象外とされたとともに、超国家的な統合方式をとるECと、政府間協力であるCFSPおよび司法・内務協力（JHA）を分離する「神殿方式」を採用することにより、委員会のCFSPへの関与は慎重に警戒された。欧州独自の軍事行動については、WEU加盟国間では92年のペータースベルクWEU閣僚理事会における、いわゆるペータースベルク任務の採択により、ほぼコンセンサスが得られていたものの、EUとしては欧州統合過程に軍事的側面を包含することについての議論の未成熟であったことおよび冷戦の終焉に伴う中立諸国のEU加盟が予見されたことなどにより、そのEUへの取り込みは回避されたのである。マーストリヒト条約では、CFSPに関する政策手段として、「共通の立場（Common Position）」および「共通行動（Joint Action/Action Commune）」の2本立てとされた。ただし、「共通行動」は欧州理事会の策定する一般指針に基づくとされていた。また、総論的なJ1条3項ではCFSP実施の手段として加盟国間のシステムチックな協力についても言及されていたので、これらを含めれば3ないし4の政策手段と見ることも可能である。主要政策手段のうち、「共通の立場」は加盟国の外交姿勢の協調を促すもので、条文中に意思決定の方式は示されず、基本的に

EPCの慣例を守って全会一致による採択が行われることが示唆されていた。「共通行動」は特定の政策実施について加盟国に協調行動を求めるもので、欧州理事会の採択（すなわち全会一致）による一般指針に基づいて、加重特定多数決（QMV）による採択を行うことが条約中J3条に明記された。また、J4条2項において「共通行動」の対象から軍事的な政策が外されていた。能力面に関しては、WEU加盟国による付属宣言としてWEUのEUへの関連づけがなされたが、あくまでも萌芽的なものであった。このように、マーストリヒト条約で規定されたCFSPは、全会一致を基調とし、一カ国の反対がCFSP全体を麻痺させうる機能的に不十分なものであったとともに、軍事的な政策を除外し、必然的に具体的な軍事的能力を欠くものであった。

（2）アムステルダム条約における軍事的政策・能力の導入

アムステルダム条約では、軍事面をEUの対象任務として加えたことに伴って、代表・機構、政策手段、多様性および能力の各方面で実質的かつ着実な進展があった。アムステルダム条約では、軍事的なインプリケーションを持つ政策は「共通行動」の対象としないとしていたマーストリヒト条約での記述が削られ、WEUの「ペータースベルク任務」（主に危機管理任務）の内容が、EUの行う任務として17条（旧J7条）に規定されることとなったのである。そして、この「ペータースベルク任務」導入をベンチマークとして、EU/CFSPの各側面に変化がもたらされることとなった。代表・機構面では、安全保障主体に求められるような権限の集中と、一元的な決定を可能にする、下支えとなる機構の整備が行われた。中立国などへの配慮に関しては、決定の一元化を可能にするを大前提

に、異議申し立てを行う加盟国のための「逃げ道」を準備した。EUとして「ペーターズベルク任務」を実施すると規定したため、EU独自の能力整備への道が開けたのもアムステルダム条約における進展である。以下、詳細について検討する。

まず、代表および機構の面についてみると、同条約では、安全保障政策面でのEUの可視性を高めるため、CFSP上級代表を欧州理事会事務総長兼任職（以下HR/SGと略記）として設置したとともに、安全保障政策の実効性を高めるため、政策企画・早期警戒ユニット（Policy Planning and Early Warning Unit: PPEW）を設立した。政策手段としては、「共通の立場」と「共通行動」に加え、「共通戦略（Common Strategy）」というツールが導入された。「共通戦略」は、理事会が提案して欧州理事会が採択する。この「共通戦略」の策定に関しては理事会においても全会一致が採用されるが、いったん策定された「共通戦略」に則った、あるいは「共通戦略」を実施するための「共通の立場」や「共通行動」などの採択などに関しては、理事会はQMVで意思決定が行えることとなった。これは、既にマーストリヒト条約で敷かれていた、総論的な全会一致を確保した上での実施面でのQMVという路線を、制度的にいっそう具現化したものであった。

ただし、この意思決定面での強化には、多様性の確保という観点から2つのエスケープが用意されていた。1つは、QMV換算で3分の1を超えない範囲で、「建設的棄権」が認められたことである。この「建設的棄権」の立場を表明した加盟国は、当該決定に縛られないこととされた。また、国家政策上の問題からQMVによる決定に反対する国があった場合には、理事会はQMVで欧州理事会に全会一致で当該事項に関する意思表示を求め

ることができるものとされた。マーストリヒト条約時の規定、すなわち同条約に付属する宣言³の中で、CFSP分野での採決に関しては、QMVであったならば採択されている状況が存在する場合には、加盟国は最大限それを尊重する、とのみ定めていた規定と比較すれば、アムステルダム条約での改訂がCFSPの機能不全の解消に向かっての前進であったことは明確であろう。

ニース条約では、安全保障政策関連の機構整備が進むとともに、「強化協力（enhanced cooperation）」メカニズムがCFSPに導入された。政治・安全保障委員会（PSC/COPS: 以下COPSと略記）が条約上の正当な位置づけを得て公式に樹立された。また、「強化協力」は、アムステルダム条約で導入されていた一種の先行統合を実現するメカニズムをCFSP分野に導入したものである。これは、アムステルダム条約で導入された「建設的棄権」制度とネガ・ポジの関係にあるような制度であり、一部の加盟国がより統合を深めるような政策をとれるようになったものである。しかし、ニース条約の時点では、軍事・防衛関連事項はこの「強化協力」の対象外とされていた。

欧州統合過程において、50年代の三共同体の設立と93年のEU設立に続く制度的発展をもたらすと思われる欧州憲法条約は、04年6月によりやく加盟国の合意を得、04年秋の署名が予定されている。すなわち、同条約はいまだ公式署名および発効に至っていないが、CFSPに関する部分については草案作成以来ほとんど加盟国間の議論の対象となっておらず、今後の同条約署名および批准プロセスの中でも変更はほぼあり得ないと思われる。憲法条約草案では、条文の大幅な整理が行われたものの、これまでのCFSPの構造は基本的に引き継がれている。ただし、代表の

問題では比較的大きな変化が見られたとともに、対象任務の面では将来の発展に寄与する潜在性を秘めた変化が盛り込まれることになった。以下、詳細について述べる⁴。

まず、代表の問題であるが、HR/SGと欧州委員会の対外政策担当委員の職務を統合し、EU外相(Union Minister for Foreign Affairs)であると同時に委員会副委員長であるとした。これは、これまで委員会の対外関係担当委員とHR/SGの職能の分担にやや混乱があったものを整理したものである。委員会の影響力が強化されたのか、HR/SGが委員会に席を得たと捉えるべきなのかは定かでないが、ソラナHR/SGの「横滑り」が決定しているため、後者と見るのがとりえず妥当と思われる。今後については運用次第であるが、EUとしての対外政策の一元化に寄与することは確かであろう。

政策手段については実質的に大きな変化は見られないが、大幅な整理がなされている。これまで一般指針、「共通戦略」、「共通行動」、「共通の立場」および加盟国間協調と分類されてきた⁵政策手段が、一般指針と加盟国間協調の他は、「欧州決定」として一元化された上で、「連合の行動(action)についての欧州決定」、「連合の立場(position)についての欧州決定」、「連合の行動および立場の実施(implementation)についての欧州決定」と整理されたのである⁶。実施についての「欧州決定」の設置は、EUが危機管理を含む様々なCFSP活動を展開していくことに対応したものと考えられる。

多様性という観点からは、「建設的棄権」条項⁷が引き継がれた一方で、「強化協力」条項は「構造協力(structured cooperation)」と呼称を改め、軍事面での政策を主眼とするものとして生まれ変わった⁸。「強化協力」が軍事面を明確に除外していたことを考えると180

度の転換である。関連して、対象任務の側面では、相互防衛に関する条項を一部加盟国間の「緊密化協力(closer cooperation)」としてEUに取り込んだ⁹。これが「構造協力」と別条項になっているのは、相互防衛には当初から参加する国があること(WEU加盟国となるものと思われる)、後発国の参加規定が「構造協力」とは異なること(「構造協力」への参加に関しては既に当該「構造協力」に参加している国々による票決が規定されている)によるものと考えられる。

能力面では、欧州防衛庁(European Defence Agency)¹⁰の設立が規定されている。装備庁は加盟各国の軍事能力運用上の要求に応じ、調達、開発などの装備面で加盟国間の協力を図るものである。防衛庁が対象とする装備は何も危機管理任務に限定されるものではないため、装備協力が装備の共通化・共有化を經由してEUの軍事主体化に寄与する可能性を視野に入れておかなければならない。

全体として、憲法条約草案は、決定の仕組みや代表の問題において簡素化・一元化を図ることによりEUを安全保障主体として強化しようとするとともに、相互防衛(集団防衛)を取り込むことで、EUがタブーのない、full-fledgedな超国家主体に発展していくための堅牢な土台を構築しようとするものと言える。

以上、見てきたように、EUはマーストリヒト条約によるEU設立とCFSPの導入以後、特に安全保障政策面における加盟国の多様性に鑑み、「建設的棄権」の導入に見られるような一部加盟国の不参加と、「構造協力」の導入に見られるような一部加盟国の先行という両方面の許容を通じて、段階的に非軍事的危機管理から集団防衛までを含む包括的な安全保障政策を政策対象に含めるに至ったと言える。

(3) EU 独自の能力構築と活動の実際

EUの独自能力の構築は、97年に調印され、99年に発効したアムステルダム条約によって道が拓かれたものであるが、同条約が調印された時点では、EU独自能力構築に関して確かな青信号が灯っていたわけではない。この点に関しては、99年5月に同条約が発効するまでの期間に重要な政治的出来事があったことを指摘しておかなければならないだろう。それが98年のサン・マロ英仏首脳会談である。同首脳会議において、英仏両国政府は、大西洋関係に配慮しつつも、安全保障政策におけるEUとして独自の意思決定能力と活動能力を構築することに合意したのである。その結果として、アムステルダム条約発効後の99年6月、ケルン欧州理事会においてESDP（欧州安全保障・防衛政策）が明確に打ち出されたのである¹¹。これらの経過を経て、EUとして安全保障問題を取り扱えるようになっただけでなく、EU独自の能力構築に関しても青信号が灯ったのである。このように、アムステルダム条約およびケルン欧州理事会以後、EUは、軍事的・非軍事的安全保障政策遂行能力を徐々に構築しつつあるが、その過程においては頑ななまでに政府間主義を貫いている。以下、軍事的独自能力整備の過程と実際に実施された活動の実態、そして非軍事的な活動能力の整備の過程を検討することとする。

EU独自能力の構築は、99年12月のヘルシンキ欧州理事会にてその具体像が示された。いわゆる「ヘルシンキ・ヘッドライン・ゴール」（以下HHGと略記）である。これは、最大15旅団もしくは5-6万人規模の部隊を1ヶ月以内に展開するとともに、それを1年間持続できる能力を03年までに整備するというものであった¹²。その後、00年11月には

参加各国間で供出能力会議（Capability Commitment Conference: CCC）が開催され、最大10万人の人員の供出が誓約された。ただし、通常、6万人規模の部隊を1年間展開する際には3交代制が採用されると考えられるため、18万人の人員が必要であるとされる。このことから考えると、00年以後に供出可能人員リストの追加も特にならないことから、03年末の時点でHHGが充足されたとは言えない¹³。また、同展開に必要とされる戦略的空輸能力についても、欧州独自開発の輸送機であるA400Mの開発に07年まではかかると言われていることから、これ以前にHHGが完全に充足されることはない。しかしながら、HHGで示されたのは最大の能力であり、より小規模な活動であればこの最大の能力の準備がなくとも実施可能である。実際に、アメリカ同時多発テロ発生後の01年12月のラークン欧州理事会では「いくらかの（some）」「ペータースベルク任務」を実施可能であるとの宣言が発出されたとともに、翌02年12月のブリュッセル欧州理事会では、EUとして全「ペータースベルク任務」の実施が可能である旨宣言されている。

軍事的意思決定の側面では、00年12月のニース欧州理事会にて、理事会の意思決定に貢献する諸機構の設立が正式に決定された。すなわち、政治面での意思決定を助ける政治・安全保障委員会（前述のCOPS）、軍事的な専門意見をPSCに提供するEU軍事委員会（Military Committee of the European Union: 以下EUMCと略記）、安全保障政策上の情報収集や実際のEU主導作戦を指揮するとされるEU軍事幕僚部（Military Staff of the European Union: 以下EUMSと略記）である。また、翌01年4月9日には理事会によってフィンランド軍参謀総長のグスタフ・ハーグラント（Gustav Häggglund）将軍¹⁴が任期3年のEUMC議長

(CEUMC)に任命された。これによってEUとして安全保障政策における独自の意思決定および軍事活動の実施態勢が整ったことになる。

実際の活動面については、03年をEUによる活動の「元年」であったとすることができるだろう。03年1月1日から初のCFSPオペレーションであるEU警察ミッション(EUPM)をボスニア・ヘルツェゴビナで展開開始し、同年3月31日より12月15日まで、初の軍事活動(PKO)としてマケドニアでの"Concordia"作戦を約400名の人員で展開、6月12日から9月1日までコンゴ民主共和国でのPKO、"Artemis"作戦をフランス軍主導で展開した。これらの活動は、いずれもフル・スケールのペータースベルク任務にはほど遠い規模であったり("Concordia"作戦)、EU/CFSP枠内ながら実態として各国ベースのものであったり("Artemis"作戦)と、EUの「活動実績作り」の観が拭えないだけでなく、実際のところ、どれだけ「EUの」活動であったかはきわめて疑問である。

これまでに行われたEUとしての軍事活動である"Concordia"および"Artemis"両作戦での、EUの構造的関与は非常に低い。以下、EUの構造的関与について、意思決定、作戦運用、予算の各方面について検討してみることとしよう。まず、意思決定面については、両作戦とも、国連安保理決議をベースとし、理事会での共同行動としての採択を経て実施されているとともに、その実施に関しては、COPSによる政治的管理と、EUMCによる軍事面の監視が定められている。この点に関しては、EU/CFSP/ESDPの基本的なあり方に忠実であり、それ以上でもそれ以下でもない。ただし、EUMSについて言えば、"Concordia"作戦では「ベルリン・プラス」合意に基づいてNATO欧州連合軍最高司令部(SHAP)が

作戦面で協力し、"Artemis"作戦の場合にはそもそもフランスが名実とも「枠組み国家」として展開したため、その構造的関与は極小化されていた。事実、両作戦関連の理事会決定においてもEUMCの関与は特に言及されていない¹⁵。EUMSの作戦運用面への関与という点でも、両作戦ともに実質的にフランス軍主体の活動であるために極小化されている。公式にフランスが「枠組み国家」となり、作戦本部がパリに置かれた"Artemis"作戦は言うに及ばないが、「ベルリン・プラス」合意に則り、当初ファイストNATO欧州連合軍最高副司令官(DSACEUR)(ドイツ)が指揮を執った¹⁶"Concordia"作戦においてもフランスが実質的に「枠組み国家」として主導しており¹⁷、EUMSの出る幕はないのである。予算面では、欧州連合条約28条の規定により、理事会が全会一致で決定すれば、各国ベース以外の、より「共同体的」な負担分担も不可能ではないが、"Artemis"作戦はもとより、"Concordia"作戦においてもあくまでも各国ベースの負担となっている。"Concordia"作戦では、同作戦に参加したEU13カ国が総額620億ユーロのうち84.5%をGDP比に応じて負担し、残る15.5%をEU加盟国でない「第三国」の三カ国がやはりGDP比を基準にして負担した¹⁸。このように、軍事的なCFSP活動においては、象徴的な政治的意思決定の部分を除き、「EUの」活動としての要素はまだまだ限りなく薄いのが現状である。

ただし、趨勢的に見れば状況は安全保障政策の「EU化」の方向に向かっていることは明白である。第一に、前述のようなEUとしての軍事活動は03年以前には皆無であったことがある。その実施形態がまだ各国間ベースに近いものであるとしても、"Concordia"、"Artemis"両作戦はEUの旗を掲げて実施された軍事活動であり、間違いなく「EU化」に

向けた一歩ではある。また、04年以内に、懸案のボスニア平和維持軍も NATO 主導の SFOR から EU 主導の部隊に委譲されることが確実視されていることも追い風となるだろう。実際、03年末現在でも SFOR に派遣されている米加両軍の人員は全 SFOR 約 1 万 2000 名のうちの約 3000 名に過ぎず、大半は欧州側の人員である。第二に、継続的なフランスの ESDP 強化に向けた主導権の発揮がある。当初、98年にサン・マロ合意の際にはフランスはイギリスと協調し、03年には欧州安全保障・防衛連合 (European Security and Defence Union: ESDU) 構想などに見られる大陸欧州諸国との協調¹⁹と、ボスニアでの EU としての作戦実施および後述する HHG の改訂版とも言えるヘルシンキ・ヘッドライン・ゴール 2010 (以下 HHG2010) の策定におけるイギリスとの協調の平行など、パートナーの組み替えという戦術変更の様子は伺えるが、フランスの ESDP 推進という戦略は一貫している。既に見たように、“Concordia”、“Artemis”両作戦がともにフランス主導であったことは、この裏付けとなるだろう。このようなフランスの欧州政策の姿勢は、少なくとも現在のシラク政権が続く 07 年までは継続するものと考えられる。第三に、EU としての軍事的計画策定能力の向上が予見されることも EU 各国の安全保障政策の「EU 化」への肯定的な材料となるだろう。“Concordia”、“Artemis”両作戦において EUMS が演じた役割は非常に限定的なものであった。この方面での能力不足は ESDP を主導する各国においても認識されており、ESDU 構想の「目玉」の一つとしてあげられたのがブリュッセル近郊のテルビューレンにいわゆる「EU 総司令部」(European capabilities for operational planning and conducting EU operations) を設置することであった。最終的に、EU として独自の総司令

部的機構を設置するのではなく、NATO の SHAPE 内に、必要に応じて「班」(cell)を設置することで妥協が図られたが、EU として活動する際の軍事的作戦立案能力の向上に資することは確実である。さらに付け加えれば、第四に、憲法条約において集団防衛が EU の枠内に取り込まれるとともに、防衛庁が設立される見通しであることも肯定的な材料となる。以上のように、趨勢としては確実に安全保障政策の「EU 化」が進捗する方向にあるといえるだろうが、それは現在の見通しではあくまでも政府間方式に則ったものである。

また、ヘルシンキ欧州理事会では軍事的危機管理と並んで非軍事的危機管理の側面の強化にも注力し、「ペータースベルク任務」実施における文民分野についても議長国報告を発出した。危機管理における文民分野に関する機構・能力整備は具体的にはこのヘルシンキ欧州理事会を出発点とし、以降、翌 00 年 3 月のリスボン欧州理事会を経て、同年 5 月 22 日の一般理事会 (GAC) にて、理事会の作業会合 (Working Party) としての危機管理における文民分野に関する委員会 (Committee for Civilian Aspects of Crisis Management) の設立を決定した。同年 6 月のフェイラ欧州理事会では警察、法の支配の強化、民生行政の強化および民間防衛といった優先分野を列挙し、特に警察に関しては警察版 HHG とも言うべき具体的な数値目標を掲げた²⁰。しかし、これらの優先項目のための機構整備でも、あくまでも理事会事務局の主導の下、委員会との協調・調整を確保しつつも、「個々の危機に際し」、「引き締まった、効率的な、非官僚的な (lean, effective, non-bureaucratic)」都度的 (ad-hoc) 調整センターの設置のみに言及するにとどめる²¹など、超国家主義の「浸食」を非常に警戒している様子が伺える。実際に、危機管理における文民警察の活用は、既に政

府間機構である WEU においてもマケドニア警察諮問ミッション (MAPE) として実施されていた経験がある。また、司法・行政の専門家のプールに際しても、あくまでも都度的に各国間協力ベースで行われるべきものとされた。

以上のように、EU は軍事・非軍事の両面で独自の活動能力・機構を整備しつつあるが、これまでに実施された活動での EU としての機構的関与が極小化されているだけでなく、委員会などの EU の超国家的側面が貢献しうるとされる非軍事的側面においても、その「浸食」は非常に警戒されていることがわかる。

2. NATO との「棲み分け」と国連との連携

(1) EU-NATO 間の機構的関係の構築

EU-NATO 関係の前身となったのは、WEU-NATO 関係であった。80 年代中盤以降、新冷戦などの国際環境の変化と、それに伴う「ユーロ・ミサイル危機」および欧州統合の深化などの影響により、フランスをはじめとする欧州各国はまず WEU を舞台として安全保障面での欧州の主体性獲得を試みていた²²。84 年 10 月に WEU は 54 年の結成以来初の閣僚理事会を開催したとともに、以後定期的に同理事会を開催することとなった。冷戦終焉後、ドイツ統一を触媒として EU の設立と CFSP の導入が行われる中、92 年から激化したボスニア・ヘルツェゴビナ紛争への対応を巡って、WEU は欧州を代表する「ミリタリー・アーム」として「ペータースベルク任務」を打ち出し、地歩を確立する機会を得た。「東西ドイツの統一が政治統合部門を欧州連合に組み込ませたように、ボスニア、コソヴォの危機は、欧州連合自体に防衛能力を持たせる

という、1996 年 6 月のケルン欧州理事会の歴史的決定を導いた²³」のである。しかし、結局、同紛争は NATO の介入によって解決されることとなり、WEU の自律的な活動という選択肢はフェード・アウトしていった。

WEU は、その後、NATO との連携メカニズムを構築する路線を選択することとなった。このプロセスは、具体的には 94 年 1 月のブリュッセル NATO 首脳会議における CJTF 構想の承認と 96 年 6 月のベルリン NATO 理事会における合意形成（いわゆるベルリン合意）によって一応の完成を見た。NATO はその危機管理任務への関与の形態として NATO コマンド・ストラクチャーの一部稼働を可能にする CJTF という方式を開発し、その CJTF のあり方の一つとして、慣例として欧州人が務める DSACEUR が、WEU としての意思決定に従って作戦を実施しうることになった。EU は、マーストリヒト条約 J4 条 2 項において、WEU を「EU 発展の不可欠な一部」とし、曖昧ながら明文的な言及を行って機構的な連携を樹立していた。これらのメカニズムの確立により、WEU に加盟している EU 各国は、必要ならば、EU としての結束を損なわないよう配慮しつつも、中立諸国を含まない WEU として意思決定を行い、NATO の CJTF を利用した作戦活動を実施できるようになった。EU に加盟していない NATO 各国、特にアメリカやトルコも、NATO アセットを CJTF として WEU に貸与するに際しては NATO 理事会での全会一致の承認が必要なため、政治的な影響力を確保したのである。この協力メカニズムは、一連の NATO/WEU 合同危機管理演習 (CRISEX) によって、実際の展開が可能な段階まで到達していたとされるが、現実に展開される前に次

なる転機を迎えることとなった。

98年10月のブレア英政権の方針転換と同
年12月の英仏サン・マロ首脳会議、そして
翌99年5月のケルン欧州理事会でのESDP
樹立は、安全保障主体としてのEUの発展と
新たな「産みの苦しみ」をもたらした²⁴。
ESDP樹立により、狭義の（WEUを媒介とし
ない）EU-NATO関係が初めて公式な議題と
なることとなったが、これは、同時にこれま
でWEUを媒介することによって回避してき
た諸問題を正面から取り上げなければなら
なくなったことを意味していた。すなわち、
EU加盟国中の中立諸国の問題と、安全保障
主体としてのEUの適合性の問題である。ま
た、WEUを名宛人として一度は成立してい
たNATOとの取り決めを、今度はEUを名宛
人として作成し直すことは、単純に新たな政
治的駆け引きのチャンス、それを望む関係
国全てに与えることでもあった。まず、EU
加盟国中の中立諸国や、中立ではないが伝統
的にCFSPに関して独自のスタンスを取るデ
ンマークをどう処遇するかについては、EU
の持つ、統合深化を担保しつつ多様性を保護
するメカニズムが用いられることとなった。
これが前章で述べた「建設的棄権」および
「強化協力」、「構造協力」である。また、安
全保障主体としてのEUの整備とは、ESDP
導入以前にはEUに存在していなかった軍事
専門職のEU意思決定機構への組み込みや保
秘に関する仕組みの構築などがあった。また、
キプロス問題を抱えるギリシャとトルコはと
もにNATO加盟国であるが、ギリシャのみ
EU加盟国でもあり、EUとしての軍事的安
全保障政策に関してはトルコから強い懸念が
表明されていたとともに、トルコのEU加盟
に関するレバレッジとして、NATO側の意思
決定の機会が利用されていたこともこの問題
を複雑化した。

EU・NATO間の公式関係は、99年4月のワ
シントンNATO首脳会議にてその萌芽が見
られた後、発展して02年12月のいわゆるベル
リンプラス合意とその後のEUの活動にま
で至っている。ワシントンNATO首脳会議
の時点では、まだ同年5月のアムステルダム
条約の発効および同年6月ケルン欧州理事
会の前であったため、ESDPは公式に樹立さ
れてはいない。しかし、ワシントンNATO首
脳会議で発出された2つの主要文書中に既に
EUに関する記述を見いだすことができる。
まず、ワシントンNATO戦略概念では、ES
DIの項目において、NATOの協力のパート
ナーとして「WEU、そしてそれが可能とな
り、かつ適切である場合にはEU」との表現
で初めてEUとの協力関係が盛り込まれた²⁵。
また、同首脳会議コミュニケでは、いっそう
踏み込んでEUを主要な欧州側カウンターパ
ートとすることを打ち出している²⁶。アム
ステルダム条約では、将来的なWEUのEUへ
の統合とHR/SGの設置が定められていた。
WEUに関しては、ケルン欧州理事会結論文
書第三付属文書にて、「WEUの機能をEUに
統合」し、「WEUは機構としてのその役割を
完了する」という方針が決定された²⁷。ととも
に、HR/SGに関しては99年10月にソラナ
元NATO事務総長が就任し、99年11月か
らはWEU事務総長をも兼ねた。従って、00
年12月までのNATO外相理事会には、慣例に
従ってソラナHR/SGがWEU事務総長とし
て参加している。そして、00年12月に初の
EU・NATO会合が、非公式夕食会として実
施され、01年5月のブダペストNATO外相
理事会では初の公式なNATO・EU会合が開
催されたとともに、ソラナHR/SGが初めて
EUのCFSPの代表者として参加した。また、
同年6月に最後のNATO/WEU合同危機管理
演習が終了し、7月以降、WEU閣僚理事会

は開催されないこととなったため、ここにおいてほぼ完全に NATO のカウンターパートは EU に引き継がれたと言える。

ESDP 関連機構の NATO との接触は以下のプロセスを経て樹立された。まず、00 年 9 月の EU 外相理事会の際に暫定政治安全保障委員会 (COPSi) と NATO 理事会との会合が実現した。次に、00 年 12 月に EU のニース欧州理事会で COPS、EUMC および EUMS の公式な設立が決定された。そして、翌 01 年 1 月には EU 外相理事会で COPS/NAC 会合は各 EU 議長国の任期 (半年) ごとに最低 3 回、EU/NATO 外相会合については最低 1 回を実施することが決定されたのである²⁸。また、同年 6 月にはブリュッセルの NATO 本部にて初の EUMC と NATO 軍事委員会会合も実施された。その後交渉が重ねられ、02 年 12 月、ベルリン合意を発展させた、いわゆる「ベルリン・プラス」合意に至ったことにより、その後 EU の諸活動が実施されるに至ったことは前章で見たとおりである。これによって、EU は NATO との間の機構的カウンターパート、CJTF/ESDI の名宛主体としての地位を完全に WEU から受け継いだことになった。

(2) EU と NATO の「棲み分け」

以上見てきたように EU と NATO の間に機構的關係は構築されたが、問題はその運用であった。冷戦期を通じて、WEU は NATO の存在によって事実上死に体化しており、EC/EEC も EDC のトラウマから軍事的安全保障をその政策対象から慎重に除外してきたため、問題は生じなかったが、危機管理任務を実施する主体として EU と NATO が並立する状況となった現在、両機構間の「棲み分け」は非常に重要な政治問題となっている。これまで呪文のように唱えられてきた EU と NA-

TO の「棲み分け」の方式は、EU が独自能力の構築を明確にしたヘルシンキ欧州理事会で議長国結論文書に盛り込まれた「NATO が全体として関与しない場合に、EU が独自に活動する」²⁹というものであった。しかし、03 年に策定された欧州安全保障戦略 (European Security Strategy、以下 ESS と略記) などを通じて、「棲み分け」の新たな方向性が、安全保障主体としての特質の違いに基づいたものとして明確に示されつつある。以下、安全保障主体としての EU と NATO の比較を、戦略文書の比較を通じて行うこととしたい。

安全保障主体として EU および NATO を捉えた場合、脅威認識のあり方と対抗手段という安全保障の文脈に則った分析を要することとなる。EU については 03 年に採択された EU 初の安全保障戦略を取り上げ、NATO については 99 年ワシントン NATO 首脳会議で策定されたワシントン戦略概念と同首脳会議コミュニケ「21 世紀における同盟」を取り上げることとなるが、ワシントン NATO 首脳会議からは既に約 5 年が経過しているので、02 年のプラハ NATO 首脳会議で発出された宣言と、同年策定されたアメリカの国家安全保障戦略を見ることで補うこととする。

まず、脅威認識についてみると、EU と NATO およびアメリカの間には大筋における一致と、わずかな不一致があることがわかる。EU の安全保障戦略では、脅威認識としてテロ、WMD 拡散、地域紛争、「破綻国家」、組織犯罪の主に 5 つが取り上げられている。なかでも ESDP の対象となるのは冒頭 3 種の脅威と思われるが、このうちテロと WMD の結合には特に注意が払われている。また、地域紛争における WMD の使用、テロや組織犯罪が「破綻国家」を温床とすることの可能性についても言及されている。また、テロについては特に宗教的過激派をテロの主体として指

摘しているとともに、テロの原因として近代化や文化的・社会的・政治的危機による圧力、それに外国に居住する若者の疎外感などをあげている。

99年のワシントン NATO 戦略概念で示されている脅威認識は、欧州・大西洋地域における不確実性と不安定性、同盟外に存在する大規模核兵力、NBC 兵器およびその運搬手段の拡散、その他の技術の拡散などがあげられている。01年のアメリカ同時多発テロ発生以前に策定されたものでもあるため、ここではテロは特に取り上げられていないが、02年のプラハ NATO 首脳会議において発出されたプラハ宣言では、これを補うようなかたちでテロと WMD およびその運搬手段の拡散が改めて脅威として強調されている。同年策定されたアメリカの国家安全保障戦略においては、テロ、地域紛争、WMD 拡散などが主に脅威として示されている。テロと WMD の結合について特に注意を払っているのは ESS と同じであるが、WMD についての言及の中では、「ならず者国家 (rogue state)」の WMD への関与にその大半を割いている点は ESS と大きく異なる点である。また、テロの主体については特に記述はない。

以上、脅威認識については EU、NATO およびアメリカの間におおよそその一致と一部の不一致が見られる。特にテロと WMD の結合について注意を払う点などは 3 者に共通の脅威認識である。差異としては、NATO が特に旧ソ連を念頭に置いた核兵力に言及し、EU がテロの根源的要因について掘り下げた見解を示し、アメリカが「ならず者国家」という用語法を用いることなどがある。特にこの「ならず者国家」に関する認識にはアメリカと EU の間に大きな違いがある。アメリカの国家安全保障戦略では、「ならず者国家」が WMD を開発し、「ならず者国家」およびそ

のクライアントとしてのテロ組織が WMD を用いた攻撃を行うというシナリオが描かれている。EU 安全保障戦略では、「破綻国家」がテロ組織の跳梁跋扈を許すというシナリオと、特に中東の地域紛争において WMD 軍拡競争が起こり、WMD が使用されるというシナリオが目につくところである。付言すれば、アメリカ国家安全保障戦略で多用される「敵」という用語は EU 戦略には登場しない。

こういった脅威認識の差に関連して、能力の差について見るができる。まず、EU がベルリン・プラス合意を活用するのであれば、EU と NATO の危機管理能力は実態として同一のものとなる。問題は EU がヘッドライン・ゴールに基づいて自前の能力整備を薦めた場合であるが、その場合、最も問題となる戦力投入能力は、おおむね 4,000km となることが示唆されている³⁰。これは、EU の東と南について見ると、ちょうど東はコーカサス、南はアフリカ大湖地域までをカバーする範囲となる。他方、NATO については、02年プラハ NATO 首脳会議で合意された NATO 対応部隊 (NATO Response Force、以下 NRF と略記) があるが、アメリカがグローバル・リーチを有していることから、政治的な面を別にすれば、特に NRF に展開能力の限界があるとは思われない。また、「Spearhead Force」たる攻撃的な NRF に比して、あくまでも「ペータースベルク任務」を達成目標とする HHG はロー・エンドの軍事政策、いわゆる戦争外任務 (OTW) のためのものであるということができる。

また、これらの各戦略文書を概観して目を引くのは、多国間主義 (multilateralism) に関する差異である。この用語法は ESS にのみ見られるもので、アメリカ国家安全保障戦略および NATO 文書には見られない。EU とアメリカの戦略文書において、冷戦後の国際安

全保障環境ではアメリカが卓越した地位にあるとの認識は同じであるが、ESSでは、それでもアメリカの優位は特に軍事面でのもので、いかなる一国も今日の複雑な問題に単独では対処し得ないとの指摘が同認識の直後に続く³¹。ただし、多国間主義は必ずしも多極化を指向するものでないことにも注意を払う必要がある。実際、デホープスヘッフェル NATO 事務総長（04年現在）も「NATOを多国間の議論のための中心的な枠組みとして維持・強化したいのであれば、多国間の議論にもっと関与しなければならない」と述べるなどしている³²。これは、NATOの多国間主義について危機感を示したものではあるが、NATOと多国間主義を相互排他的に捉えているものではない。

まとめると、ESSとNATOおよびアメリカ戦略文書は、類似の脅威を有しながら、その認識において大きな差異を見せていることがわかる。そのことは、「ならず者国家」と「破綻国家」の対比、およびESSに見られる「敵」の不在に見出すことができよう。「敵」の不在の一因は、EU加盟国中にはNATOと異なり中立諸国が含まれているため、「敵」を明示した戦略を採択しにくいという要因があることも当然のこととして考えられるが、同時に、あるいはその結果として、今日の安全保障上の脅威を多面的な（multifaceted）脅威として、いわば社会問題的に捉えることにつながっている。これは、ケルン欧州理事会でEU独自能力構築に道を開く際に軍事面と民生面を併記し、ESSを受けて策定されたHHGの改訂版、HHG2010で改めてEU/CFSPを民生・軍事主体であると強調するEU安全保障の特質と言えるだろう。NATOは、北大西洋条約の規定上、社会問題に取り組むことは排除されているわけではないが、現実として明確な軍事同盟としての統があり、また一

般にもそのように認識されていることから、EU/CFSPを民生・軍事主体と明確に定義することはNATOとの「棲み分け」をもたらす有力なツールである。また、ESSにおける「敵」の不在は、「敵なき兵士」と呼ばれる国連PKOを連想させ、実際にESSで強調されている国連との連携に際しても好意的な材料となるものと考えられる³³。以上のような分析を踏まえつつ、HHGを改訂するかたちで合意されたHHG2010についても見てみることにしよう。

HHG改訂版の必要性が認識されたのは、当初03年6月のテサロニキ欧州理事会においてであった。その後、03年12月のESSを経て、04年6月のブリュッセル欧州理事会でHHG2010として採択された。HHG2010の必要性は、特に高次の「ペータースベルク任務」の一層の明確化が必要とされていたこと³⁴、当初のHHGが03年までの能力整備を主眼においており、その後の能力整備についての指針が必要であったこと、HHG策定後に合意されたESSの内容を反映する必要があったこと、03年に行われた各種EU作戦活動、就中「Artemis」のような国連との関係における作戦実施の態勢を整備すること、03年より英仏が主導していた戦闘群（battle group）構想³⁵、HHGではふれられていない司令部問題、さらに、憲法条約に言及された欧州防衛庁構想などを組み込むことなどから導かれたものと思われる。

HHG2010では、「ペータースベルク任務」の実質的な改訂も行われている。すなわち、EUとして実施すべき任務として、統合非武装解除作戦（joint disarmament operations）、テロと戦う上での第三国への支援および安全保障部門の改革の支援が追加されている。また、能力面では、03年2月および同年11月の英仏首脳会談³⁶を通じて合意された戦闘群（bat-

tle group) 構想を取り込んだ。この戦闘群構想は、理事会の危機管理概念承認から5日以内にEUとして決定を採択し、また、同決定採択から10日以内に現地である。この部隊規模については、HHG2010では言及されていないが、この母体となった03年11月の英仏首脳会談宣言では、各戦闘群は1,500名規模となるとされている。HHG2010では、具体的な能力整備のベンチマークとして、04年内の可能な限り早期にEUMS内に民生・軍事班(civil-military cell)を設立すること、04年内に防衛庁を設立すること、10年に十分な能力を満たすことを目指して05年に戦略的輸送に関する合同調整を実施すること、特に10年までに欧州空輸コマンドを十分に運用可能とすること、07年までに緊急展開可能な戦闘群を、輸送能力を伴ったものとして整備すること、08年までに航空団を伴った(1隻の)空母を利用可能とすること、10年までに通信能力を改善すること、HHG2010を満たすための各国毎の数的ベンチマークを整備することなどを挙げた。

この戦闘群構想は、03年2月の英仏首脳会談宣言での即応能力の改善という問題提起を出発点とし、「Artemis」の経験と03年9月の「危機管理における国連・EU協力に関する合同宣言」³⁷および04年6月に欧州理事会で採択された「EU・国連合同宣言実施のためのエレメント」³⁸によって明示的に国連との協力の文脈の中に位置づけられることとなったものである。ただし、HHG2010で打ち出されている戦闘群コンセプトは120日間までの展開を想定しており、1年間3交代を基調とするEU部隊の展開パターンにはマッチするものの、国連PKOの6ヶ月間を基本とする展開パターンとの間にはミスマッチがあるなどの指摘³⁹があり、今後このミスマッチの推移について見守る必要がある。

結 語

EUのCFSP/ESDPは、マーストリヒト条約によるCFSP導入を出発点とし、アムステルダム条約の「建設的棄権」とニース条約の「強化協力」といった一部加盟国の不参加・参加を許容するメカニズムの導入を梃子として加盟国間の多様性や不一致を乗り越えて、着実に憲法条約における集団防衛の導入にまで至ったものである。また、ケルン欧州理事会以降、特に危機管理の民生面についても重視されることとなったが、EUの民生的側面については多大なる専門性を有する委員会などの超国家的要素の「浸食」は慎重に警戒され続けている。ただし、憲法条約ではHR/SGが委員会副委員長を兼任するEU外相に置き換えられることでCFSPと委員会の大きな接点もたらされるため、この先行きに関しては予断を許すものではない。また、EU/CFSPとNATOの「棲み分け」に関しては、EUが民生・軍事主体であることを強調することにより、単なる「料理人と皿洗い」の関係や、「NATOが全体として関与しない場合にのみEUが関与」という役割分担にとどまらず、質的な機能分化が指向される可能性がある。ただし、EU/CFSPが民生面を強調すればするほど、委員会などの超国家的要素との連携を深めざるを得ないため、この機能分化がCFSPに政府間主義・超国家主義という観点からの質的变化をもたらす可能性があることは「諸刃の剣」とは言えるだろう。また、EU/CFSPは国連との連携の強化という側面でもNATOとの差別化を見せているが、実際にはHHG/HHG2010の能力整備目標と国連の危機管理構想の間には齟齬もあり、現在は過渡期的な状況にある。

Notes

- 1 . Treaty on European Union, TITLE V.
- 2 . 英語での表記と仏語での表記に差があるために両語を併記した。
- 3 . Treaty on European Union, Declaration on votes in the field of Common Foreign and Security Policy.
- 4 . 憲法条約草案による変化の詳細、特に EU 外相と安全保障政策面での変化については以下の該当項を参照。庄司克宏、「欧州憲法条約草案の概要と評価 簡素化・分権化・民主化・効率化」、『海外事情』平成 15 年 10 月号、14-37 頁。
- 5 . Treaty on European Union, TITLE V, Article 12
- 6 . Draft Treaty on European Constitution, Article III-195(3)
- 7 . *ibid.*, Article III-201
- 8 . *ibid.*, Article III-213, I-40(6)
- 9 . *ibid.*, Article III-214, I-40(7)
- 10 . 04 年 8 月 6 日に憲法条約の文言を改訂した際、それまでの「欧州装備庁 (European Armaments, Research and Military Capability Agency)」が「欧州防衛庁 (European Defence Agency)」と改称されている。
- 11 . Presidency Conclusions, Cologne European Council, para. 55-56 および Annex III: Declaration of the European Council and Presidency report on strengthening the European common policy on security and defence, 3-4, June 1999.
- 12 . Helsinki European Council, Presidency Conclusions, 10-11 December 1999.
- 13 . 例えば、WEU Assembly, Recommendation 684, Document A/1733, 18 June 2001. および Chris Lindborg, "The European Rapid Reaction Force: Europe Takes on a New Security Challenge", *BASIC Papers*, vol., no.37, August, 2001. ただし、ニース欧州理事会議長総括付属文書では、数的には「ヘッドライン・ゴール」は充足されたとしている。Nice European Council, Presidency Report on the European Security and Defence Policy, 7-11 December 2000.
- 14 . 理事会の決定では CEUMC には加盟国の参謀総長経験者が望ましいとされていたが、同将軍は同年 6 月 4 日までフィンランド軍参謀総長を務めていた。ただし、同日以降はフル・タイムの CEUMC の任にある。なお、2004 年 4 月以降、同将軍の後任には、2001 年からイタリア軍参謀総長を務めているモスキエニ (Rolando M. Moschini) 将軍が予定されている。EU 幕僚部総局長 (DGEUMS) にはドイツ軍のシュヴァルツ (Rainer Schuwirth) 中将が同年 3 月 1 日に任命されている。
- 15 . "Council Joint Action 2003/92/CFSP of January 2003 on the European Union military operation in the Former Yugoslav Republic of Macedonia", *O.J. L34/26*, 2003., "Council Decision 2003/563/CFSP of 29 July 2003 on the extension of the European Union military operation in the Former Yugoslav Republic of Macedonia", *O.J. L190/20*, 2003., "Council Joint Action 2003/423/CFSP of 5 June 2003 on the European Union military operation in the Democratic Republic of Congo", *O.J. L143/50*, 2003.
- 16 . DSACEUR には慣例として欧州人がその任に当たることとされているが、フランスが NATO 統合軍事機構に参加していないため、実際にはドイツ人またはイギリス人がこのポストに充てられることとなっている。
- 17 . 例えば、"The EU launched a new police mission dubbed "Proxima" in Macedonia", Statement by the French Foreign Ministry Spokesperson, 16 December 2003. でのフランス外務省報道官の "Concordia" 作戦総括。
- 18 . Antonio Missiroli, "Euros for ESDP: financing EU operations", *Occasional papers*, no. 45, The European Institute for Security Studies, June 2003, pp..13-15.
- 19 . 同構想を巡る政治的議論については、以下を参照。佐瀬昌盛、「欧州独自の安全保障? (上) 変質する米欧関係 ()」、『海外事情』平成 16 年 2 月号、76-93 頁。
- 20 . EU/CFSP における危機管理の文民分野における活動能力の整備の詳細については、植田隆子、「欧州連合の拡大と欧州安全保障防衛政策 (危機管理問題)」、『植田編 『現代ヨーロッパ国際政治』、岩波書店、2003 年、63-65 頁を参照されたい。
- 21 . Annex 2 to Annex IV, Presidency Conclusions, Helsinki European Council, 10 and 11 December 1999.
- 22 . WEU 再活性化プロセスについては、以下を参照されたい。戸蔭仁司、「欧州安全保障の欧州化」、『山極晃編 『冷戦後の国際政治と地域協力』、中央経済社、1999 年、140-141 頁。金子謙、「変質を迫られるヨーロッパの安全保障構造」、『中西輝政他、『なぜヨーロッパと手を結ぶのか』、1996 年、三田出版会、288-296 頁。辰巳浅嗣、『EU の外交・安全保障政策』、阪南大学叢書、2001 年、171-172 頁。
- 23 . 植田隆子、「欧州連合の防衛能力」、『村田良平

- 編『EU 21世紀の政治課題』、勁草書房、1999年、190頁。
- 24 . プレア・イニシアチブ発出以降、ケルン欧州理事会までの推移についての詳細は、以下を参照。植田、同上。また、99年12月のヘルシンキ欧州理事会以降、02年12月のブリュッセル欧州理事会までの推移については、植田、「欧州連合の拡大と欧州安全保障防衛政策（危機管理問題）」、前掲、58-63頁。
- 25 . The Alliance's Strategic Concept, approved by the Heads of State and Government participating in the meeting of the North Atlantic Council in Washington D.C. on 23rd and 24th April 1999., Article 30. この他にも、ESDI 関連の2箇所で「WEU もしくは他に合意されたもの」としてEUを念頭に置いた言及が見られる。Ibid., article 45, article 53c.
- 26 . Washington Summit Communiqué issued by the Heads of State and Government participating in the meeting of the North Atlantic Council in Washington D.C. on 24th April 1999, article 9-10.
- 27 . "5. We are now determined to launch a new step in the construction of the European Union. To this end we task the General Affairs Council to prepare the conditions and the measures necessary to achieve these objectives, including the definition of the modalities for the inclusion of those functions of the WEU which will be necessary for the EU to fulfil its new responsibilities in the area of the Petersberg tasks. In this regard, our aim is to take the necessary decisions by the end of the year 2000. In that event, the WEU as an organisation would have completed its purpose. The different status of Member States with regard to collective defence guarantees will not be affected. The Alliance remains the foundation of the collective defence of its Member States.", Annex III to the Presidency Conclusions, Jun., 1999. (下線筆者)ただし、WEUを設立した改正ブリュッセル条約はその後も存続しており、特にWEU議員総会は活発な活動を続けている。
- 28 . 2327th Council Meeting on General Affairs, Jan 2001.
- 29 . "The European Council underlines its determination to develop an autonomous capacity to take decisions and, where NATO as a whole is not engaged, to launch and conduct EU-led military operations in response to international crises. This process will avoid unnecessary duplication and does not imply the creation of a European army." (Presidency Conclusions, Helsinki European Council, para. 27, 10 and 11 Dec. 1999.)
- 30 . リシャルド・仏国防相のEU国防相会議での発言とされる。Atlantic News no. 3216, Jul. 2000.
- 31 . "The United States possesses unprecedented -and unequalled- strength and influence in the world", The National Security Strategy of the United States of America, Sep. 2002., "The end of Cold War has left the United States in a dominant position as military actor. However, no single country is able to tackle today's complex problem on its own.", A Secure Europe in a better world -European Security Strategy-, Dec. 2003.
- 32 . "NATO: Secretary General's watchwords are commitment, capabilities and consultation -call for multilateral debate", Atlantic News, no. 3551, 20 Feb. 2004.
- 33 . ただし、03年11月の英仏首脳会談宣言では、戦闘群の能力は国連憲章七章に基づく活動に貢献しうるものとされている。
- 34 . 例えば、以下を参照されたい。"Achieving the Helsinki Headline Goals", Centre for Defence Studies Discussion Paper, King's College London, November 2001.
- 35 . Battle group 構想については、以下を参照。Gerrard Quille, "'Battle Group' to strengthen EU military crisis management?", European Security Review, no. 22, Apr. 2003.
- 36 . "Franco-British Summit Declaration on Strengthening European Cooperation in Security and Defence", Le Touquet, 4 Feb. 2003. および "Franco-British Summit, Strengthening European Cooperation in Security and Defence, Declaration", London, 24 Nov. 2003.
- 37 . "Joint Declaration on UN-EU Co-operation in Crisis Management", 24 Sep. 2003.
- 38 . "EU-UN co-operation in Military Crisis Management Operations, Element of Implementation of EU-UN Joint Declaration", 17-18 Jun. 2004.
- 39 . Gerrard Quille, "Implementing the defence aspect of the European Security Strategy: the Headline Goal 2010", European Security Review, n. 23, July 2004.